持計二二一又

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 (税・配送料込み) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 (2024年) **10**月 **28**日(月)

No. 16251 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明 推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

目 次

☆欧州各国の知的財産制度

-第56回- フィンランド (上) ······(1)

欧州各国の知的財産制度

- 第56回 - フィンランド (上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数 回に分けて紹介するものである。今回は、フィンランドの知的財産制度のうち、特許制度、実用新案制 度を中心に解説する。

2. 総論

フィンランドには、知的財産制度として、特許法、

実用新案法、意匠法、商標法、著作権法などがある。 特許制度については、1898年に法制化された。そ の後、1967年法律550号として、現在の特許法が制 定され、2006年に法律684/06号として改正された。 最近では、2013年1月31日法律101/2013号として特 許法が改正され、2013年9月1日に施行されている。 さらに、2016年にも改正があり、2017年1月1日に

改正特許法が施行されている。

